

奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

～ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の全量適正処理をめざして～

平成 1 6 年 3 月

奈 良 県

「奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」目次

第1章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の目的	p1
1	策定の背景	
(1)	ポリ塩化ビフェニルの歴史	
(2)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定	
2	この計画の目的及び期間	
(1)	目的	
(2)	期間	
第2章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状及び処分見込み量	p4
1	保管状況等	
2	使用中の製品	
3	奈良県内外の移動について	
第3章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制	p9
1	拠点的広域処理施設による処理	
(1)	我が国におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理体制	
(2)	県内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理体制	
2	収集運搬体制	
3	中小企業者の処理に対する支援体制	
第4章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策	p12
1	奈良県及び奈良市の役割	
(1)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態把握に係る施策等	
(2)	適正処理推進のための監視、指導等	
(3)	計画的処理を行うための調整及び計画的搬入	
(4)	関係機関との連携	
(5)	情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策	
(6)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成	
2	保管事業者の役割	
3	収集運搬業者の役割	
4	その他関係者の役割	
第5章	その他の重要な事項	p17
1	低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理	
2	奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の実施及び見直し	
3	ポリ塩化ビフェニル使用製品を含む家電製品の処理	

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の目的

1 策定の背景

(1) ポリ塩化ビフェニルの歴史

ポリ塩化ビフェニル（以下、PCBという。）は、水に溶けず、化学的に安定し、電気絶縁性が良く、沸点が高い等の性質を有した工業的に合成された化合物である。明治14年にドイツのシュミット・シュルツが合成に成功し、昭和4年に米国スワン社（後にモンサント社に合併）が本格生産を開始したことにより世界的に普及した。我が国においては、昭和20年代中葉から輸入が開始され、昭和29年以降国内で本格的に生産されるようになり、昭和47年の製造中止までに58,787トンが生産された。PCBは、その特徴により、トランス、コンデンサ等の電気機器の絶縁油や、熱媒体、感圧紙（いわゆるノーカーボン紙）等として用いられてきたが、総量の3分の2は、電気機器に使用されていたと考えられる。

一方、PCBは、脂肪に溶けやすく、化学的に分解しにくいことから、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。

PCBが大きくとりあげられる契機となった事件として、カネミ油症事件がある。米ぬか油（ライスオイル）中に、脱臭工程の熱媒体として用いられたPCB等が混入したことが原因で、昭和43年10月、西日本を中心に米ぬか油による食中毒が発生し、約1万3千名が罹患したといわれる。PCBによる一般的な中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、疱瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されている。

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB廃棄物」という。）の処理については、昭和62年から平成元年に一部の製造者において高温焼却法により処理が行われたものの、カネミ油症事件が国民に与えた心理的な影響や、焼却に伴う排ガス等に対する懸念から、本格的な処理の推進には至らなかった。このため、我が国においては約30年にもわたってPCB廃棄物の長期保管が続き、保管事業者の大きな負担となっている。

一方、国際的には、PCBが全く使用されていなかった北極圏において人体や動物への汚染が報告されたことなどを契機に、平成13年5月に「残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約」が採択され、欧米諸国においては既にその処理が相当進んでいる。

このようなことから、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「PCB特措法」という。）が制定され、我が国におけるPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理の推進を図ることとされたところである。この中で、PCB廃棄物の保管事業者は、平成28年7月までに保管するPCB廃棄物を適正に処理する義務を負うとともに、PCB廃棄物の譲渡及び譲受を原則的に禁止し、また保管事業者及び処分事業者は毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処分状況を都道府県知事宛て届け出ることが定められた。

また、国は、環境事業団法（ ）を改正し、国内における拠点的な処理体制を整備していくための仕組みづくりを行うこととされた。

環境事業団は、昭和40年に「公害防止事業団」として設立され、大気汚染などの産業公害を防止するため工場移転などの事業を行ってきたが、環境事業団法の一部改正により平成13年からPCB廃棄物処理事業が同事業団の事業に加えられた。また、環境事業団の業務は、平成16年4月1日からは、PCB廃棄物処理事業は特殊会社である日本環境安全事業株式会社に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金は独立行政法人環境再生保全機構にそれぞれ承継される。

2 この計画の目的及び期間

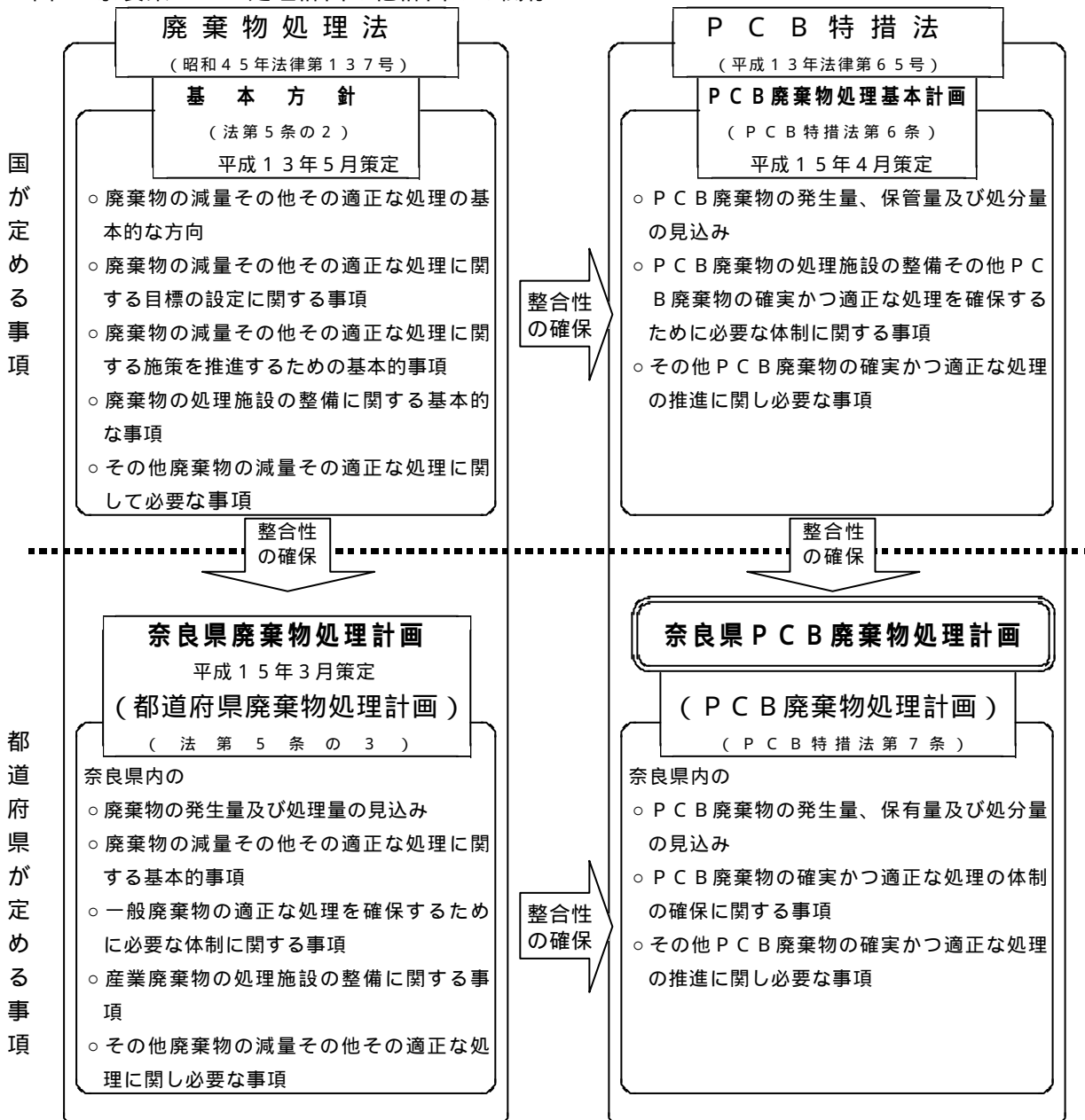
(1) 目的

「奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下、「奈良県PCB処理計画」という。）」は、PCB特措法第7条の規定により、国がPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成15年4月策定）及び県内の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画である「奈良県廃棄物処理計画（都道府県廃棄物処理計画）」（平成15年3月策定）に即して定めることとされており、奈良県内のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する方策を明らかにし、確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。なお、奈良県PCB処理計画と他計画との関係は、図1のように図示される。

(2) 期間

この計画は、平成16年度を初年度とし、PCB特措法に定めるPCB廃棄物の処理期限（平成28年7月）である平成28年度を目標年度とする。

図1 奈良県PCB処理計画と他計画との関係



関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第7条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、廃棄物処理法第5条の3第1項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状及び処分見込み量

ＰＣＢ特措法の規制の対象となるＰＣＢ廃棄物とは、ＰＣＢ、ＰＣＢを含む油又はＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものとされている（法第2条第1項）。また、これらＰＣＢ廃棄物を保管又は処分する事業者は、毎年度末の保管状況及び処分状況等を都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、当該市長）に届け出なければならないこととされており（法第8条）、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとされている（法第25条）。

県内のＰＣＢ廃棄物の内、高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれに類するＰＣＢ含有大型電気機器並びに廃ＰＣＢについては、現在のところ、環境事業団が大阪市此花区舞洲に建設中である広域処理施設において処理される予定である。その他のものについては、現在、環境省が広域処理体制の整備を図っており、環境事業団のＰＣＢ廃棄物の広域処理施設の稼働予定が平成18年4月であることなどから、処理施設の設置場所の選定等を早期に行う必要があり、現在、環境省が広域処理体制の整備を図っているところである。

なお、事業者は、処理までの間、適正にＰＣＢ廃棄物を保管しなければならない。

1 保管状況等

平成15年3月31日現在の高圧トランス、高圧コンデンサ等ＰＣＢ廃棄物の保管状況については、表-1-1、表-2-1及び表-3-1のとおりである。

これらの機器は、従来より、旧通商産業省、旧（財）電機絶縁物処理協会等により実態把握が進められてきたところである。

高圧トランス、高圧コンデンサ以外でＰＣＢ廃棄物の主なものとして、柱上トランス及び蛍光灯用安定器がある。柱上トランスは、ＰＣＢが極微量混入した絶縁油を抜き取った後、油分が若干付着したものであり、県内に存するものについては、全数が関西電力（株）の施設において保管されている。一方、蛍光灯用安定器については、学校、工場等の事業所に使用された蛍光灯の安定器に含まれているものであるが、機器の性質上、不特定の事業所に販売されてきたため、正確な実態を把握するために、法の周知を徹底する等により、ＰＣＢ特措法第8条の規定による保管等の届出を行っていない事業者の把握に努めてきたところである。

2 使用中の製品

ＰＣＢ特措法において、毎年度の届出を義務づけているのは、ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者のみであるが、ＰＣＢを使用し、又は含んだ製品で現に使用されているもののみ所持する事業者についても、将来的には必ず廃棄物となることから、当該製品を使用する事業者に対してもその製品の使用について届出を行うよう協力を求めているところである。

また、ＰＣＢ廃棄物となった時点においても、適正処理が必要であること等を啓発及び指導しているところである。

さらに、電気事業法においては、ＰＣＢ使用電気工作物の設置について各地方経済産業局長に報告することが義務づけられている。県は、近畿経済産業局から、この報告に関する情報提供を得て、ＰＣＢ特措法に基づく届出内容とあわせ、実態把握に努めている。

平成15年3月31日現在の使用状況届出状況は、表-1-2、表-2-2及び表-3-2のとおりである。

表 - 1 - 1

P C B 廃棄物の保管状況（奈良県全域）

廃棄物の種類	保管事業場数	保管量	備 考
高 圧 ト ラ ン ス	22	108台	
高圧コンデンサ	414	1,548台	
低 圧 ト ラ ン ス	1	2	
低圧コンデンサ	19	812台	左の外に320ℓ及び11kgとして届出
柱 上 ト ラ ン ス	1	1,500台	
安 定 器	134	15,361台	左の外に14.03 、7,413ℓ、792kgとして届出
廃 P C B	1	0.125kg	
P C Bを含む廃油	1		225ℓ及び427kgとして届出
感 圧 複 写 紙	2	656.1kg	
ウ エ ス	4		0.202kg及び2枚
汚 泥	-	-	
その他の機器等	6		サージアブソーバ133台、変流器1台、多重無線機1台、トロ函3函、廃プラスチック5kg

表 - 1 - 2

P C B 使用電気機器の使用状況（奈良県全域）

機器の種類	使用事業場数	使用量	備 考
高 圧 ト ラ ン ス	15	67台	
高圧コンデンサ	159	277台	
低 圧 ト ラ ン ス	-	-	
低圧コンデンサ	-	-	
柱 上 ト ラ ン ス	-	-	関西電力㈱が近畿全体で約120,000台を使用中（推定）
安 定 器	33	5,127台	

表 - 2 - 1

P C B 廃棄物の保管状況（奈良県（奈良市を除く。））

廃棄物の種類	保管事業場数	保管量	備 考
高 圧 ト ラ ン ス	17	88台	
高圧コンデンサ	303	1,338台	
低 圧 ト ラ ン ス	1	2台	
低圧コンデンサ	13	724台	左の外に320ℓ及び11kgとして届出
柱 上 ト ラ ン ス	1	1,500台	
安 定 器	67	8,403台	左の外に6,853ℓ及び792kg
廃 P C B	-	-	
P C Bを含む廃油	1	427kg	左の外に35ℓ
感 圧 複 写 紙	-	-	
ウ エ ス	2	0.102kg	左の外に2枚
汚 泥	-	-	
その他の機器等	1		サージアブソーバ133台、変流器1台、多重無線機1台 トロ函3箱

表 - 2 - 2

P C B 使用電気機器の使用状況（奈良県（奈良市を除く。））

機器の種類	使用事業場数	使用量	備 考
高 圧 ト ラ ン ス	11	62台	
高圧コンデンサ	140	245台	
低 圧 ト ラ ン ス	-	-	
低圧コンデンサ	-	-	
柱 上 ト ラ ン ス	-	-	
安 定 器	25	4,765台	

表 - 3 - 1

P C B 廃棄物の保管状況（奈良市）

廃棄物の種類	保管事業場数	保管量	備 考
高 圧 ト ラ ン ス	5	20台	
高圧コンデンサ	111	210台	
低 圧 ト ラ ン ス	-	-	
低圧コンデンサ	6	88台	
柱 上 ト ラ ン ス	-	-	
安 定 器	67	6,958台	左の外に、14.03 、560 $\frac{1}{2}$ として届出
廃 P C B	1	0.125kg	
P C Bを含む廃油	1	190 $\frac{1}{2}$ リットル	
感 圧 複 写 紙	2	656.1kg	
ウ エ ス	1	0.1kg	
汚 泥	-	-	
その他の機器等	1		廃プラスチックとして5kg

表 - 3 - 2

P C B 使用電気機器の使用状況（奈良市）

機器の種類	使用事業場数	使用量	備 考
高 圧 ト ラ ン ス	4	5台	
高圧コンデンサ	19	32台	
低 圧 ト ラ ン ス	-	-	
低圧コンデンサ	-	-	
柱 上 ト ラ ン ス	-	-	
安 定 器	8	362台	

3 奈良県内外の移動について

ＰＣＢ特措法の規制対象となるＰＣＢ廃棄物の大部分は産業廃棄物である。ＰＣＢ特措法第３条では、「事業者は、そのＰＣＢ廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならない」と定めており、事業者が、その事業計画に従い自社内においてＰＣＢ廃棄物の保管場所を移動させることは禁止されていない。また、近畿地区の各府県、政令指定都市及び保健所設置市により構成される近畿ブロック産業廃棄物処理対策協議会においても、産業廃棄物の適正処理を確保するために広域的な処理体制の構築を目指すこととしており、環境事業団によるＰＣＢ廃棄物の広域処理についてもこの方針に沿うものである。

しかし、ＰＣＢ廃棄物は、その性状から人体に与える影響が大きいことから、保管する事業場に変更があったときは、その変更のあった日から10日以内に関係する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、当該市長）に届け出なければならないこととされている（施行規則第５条）。

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制

1 拠点的広域処理施設による処理

(1) 我が国におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理体制

P C B の処理技術については、1980年ごろから研究が開始され、P C B 製造事業者、電気事業者、重電メーカー等を中心としていくつかの技術が開発されてきた。国においては、これらの新技術の開発が効率的に進展し、かつ技術の安全性を確立してP C B 廃棄物の処理に利用できるものとするため、旧環境庁、旧通商産業省及び旧厚生省が連携して技術実証試験等を重ね、各分野の専門家による技術評価が行われてきた。その結果、P C B の分解技術として、脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法、プラズマ分解法が確立され、P C B 廃棄物の処理方法として、従来から認められてきた高温焼却法に付け加えられた。

上記のP C B 廃棄物の処理技術が確立されたこと、また、P O P s条約の締結やP C B 特措法等の制定を受け、国は、環境事業団を活用して地元の地方公共団体と調整を行い、効率的なP C B 廃棄物の確実かつ適正な処理が効率的に推進できるように、周辺地域のP C B 廃棄物を一括して処理する拠点的広域処理施設の整備を図っている。国、環境事業団、地元都道府県、政令市等が連携して対応した結果、平成13年11月に北九州市に西日本17県分を処理する北九州P C B 廃棄物処理事業が最初に認可され、その後、愛知県豊田市における豊田P C B 廃棄物処理事業、東京都における東京P C B 廃棄物処理事業、大阪市における大阪P C B 廃棄物処理事業、北海道室蘭市における北海道P C B 廃棄物処理事業がそれぞれ認可を受けている。また、環境省は、北海道及び室蘭市に対して、北海道P C B 廃棄物処理事業の事業対象地域を拡大し、東北地方等15県のP C B 廃棄物の処理を受け入れることについての検討を要請しているところである。

関係法令（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第6条の5

1（略）

2 特別管理産業廃棄物の処分（略）又は再生に当たっては、（略）次によること。

イ～ハ（略）

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ホ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ヘ ポリ塩化ビフェニル処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法

（平成4年7月3日付け厚生省告示第194号）

1～5、7～13（略）

6 （略）廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ロ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ハ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ニ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ホ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

(2) 県内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理体制

奈良県は、平成15年2月19日に環境省に認可された大阪PCB廃棄物処理事業の対象地域であり、県内に存するPCB廃棄物のうち高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれに類するPCB含有大型電気機器並びに廃PCBについては、大阪市此花区舞洲に環境事業団が建設する処理施設において処理することとなっている。なお、関西電力(株)の保有するごく微量のPCBが混入した柱上変圧器の絶縁油とケースについては、同社が大阪市此花区梅町に設置する処理施設において、処理している。

その他のPCB廃棄物について、現在環境省は安全性の確保を前提としつつ、より効率的なPCB廃棄物の処理が図られるような処理施設の設置場所の選定、新技術の評価等、広域処理体制の整備を図っており、今後、環境省において広域処理体制が整備されれば、関係府県市、環境事業団と連携して確実かつ適正な処理を推進することとなっている。

[平成16年3月31日現在における、県内に存するPCB廃棄物の処理施設を表4に示す。(稼働予定も含む)]

表 4

奈良県内に存するPCB廃棄物の処理施設

施 設 名	所在地	処 理 対 象	施設能力	稼働時期
環境事業団拠点の広域処理施設 (大阪PCB廃棄物処理事業)	大阪市此花区北港白津2丁目	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県に存する高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	2トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成18年4月～平成27年3月(予定)
柱上変圧器資源リサイクルセンター	大阪市此花区梅町1丁目	関西電力(株)の保有するごく微量のPCBが混入した柱上変圧器の絶縁油とケース	36kl/日 96台/日	平成16年1月～
絶縁油リサイクル施設				

2 収集運搬体制

PCB廃棄物の適正な処理に当たっては、処理施設の整備とともに、各PCB廃棄物保管事業場から処理施設までの安全な収集運搬体制の確立が重要であることから、環境省においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的考え方(案)」を公表するとともに、「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を設置してPCB廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討を行い、この結果をもとに「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」を定め、収集運搬体制の整備を図っている。

また、大多数の保管事業者は、その保管するPCB廃棄物がごく少量であることから、保管事業場から処理施設までの運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託するものと考えられるため、環境省は、廃棄物処理法施行規則を一部改正し、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準にPCB廃棄物の収集運搬に関する部分を付け加えることとしている。さらに、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」においては、都道府県市は、環境事業団における受入体制の整備に関して、関係者(保管事業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者等)を啓発及び指導することとされており、特に、収集運搬に関する環境事業団の受入体制については指導することとなっている。

3 中小企業者の処理に対する支援体制

ＰＣＢ廃棄物のうち、事業者が保管するものについては、産業廃棄物であることから、ＰＣＢ特措法に基づき、事業者が自ら処理し、又はその処理を適正に委託することにより、産業廃棄物の排出事業者責任を果たすことになる。しかしながら、ＰＣＢ廃棄物は長期間にわたって適正に処理する方途がなく、保管事業者が長期間の保管という負担を強いられてきた歴史にかんがみ、国及び都道府県は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を造成し、中小・零細事業者がＰＣＢ廃棄物を処分する際に要した費用の一部を補助することとしている。県は、平成13年度以来、毎年度出えん金を拠出している。ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の仕組みは、図3に示すとおりである。

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策

P C B 廃棄物の適正処理に当たっては、その性状や、長期間にわたって保管が続いてきたこと等の特殊な事情にかんがみ、次の各事項に従って諸施策を推進するとともに、通常の廃棄物の処理以上に、各関係者が協力・連携しながら取り組むことが必要である。

1 奈良県及び奈良市の役割

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態把握に係る施策等

P C B 特措法第5条第2項の規定により、都道府県は、P C B 廃棄物の状況を把握する責務を有するとされている。これを受け、奈良県は、奈良市と協力して次に掲げる施策を実施し、P C B 廃棄物の状況の把握に努めるものとする。

ア P C B 特措法第8条に基づき、毎年度、奈良県知事及び奈良市長に届け出されているP C B 廃棄物の保管等状況は、表-1-1及び表-1-2のとおりである。これらの事業者に対しては、毎年度、P C B 廃棄物保管状況等届出書の提出期限の相当程度以前に、届出提出期限の周知及び届出書様式の送付を行い、P C B 廃棄物保管事業者が毎年度の保管状況等の報告を確実に行うよう誘導するものとする。

イ 過去に、P C B 特措法第8条の規定によりP C B 廃棄物の保管等状況について届け出たにもかかわらず、その後、届出を行わない事業者に対しては、郵便、電話等により届出の継続を指導するほか、適宜、職員が当該事業場を訪問し、担当者等に対面して届出を督促するものとする。これらの指導によっても届出に応じない事業者に対しては、P C B 特措法に基づき、厳正に対処するものとする。

ウ 第2章1及び2に述べたように、今後も新たなP C B 廃棄物の発生・把握が見込まれるため、県は、工場、病院、学校等、潜在的にP C B 廃棄物を保管している可能性がある事業場に対しては、積極的にP C B 廃棄物の保管の有無を問い合わせるほか、関係団体に対して未届出のP C B 廃棄物に関する情報提供について協力を要請する等、P C B 廃棄物の実態把握に向けた取組を実施するものとする。

(2) 適正処理推進のための監視、指導等

ア P C B 廃棄物の処理を巡る安全性の確保については、P C B 廃棄物の保管事業場での保管における安全性の確保、保管事業場から処理施設への収集運搬における安全性の確保、P C B 処理施設における処理の安全性の確保が必要である。

このうち、保管事業場での保管における安全性の確保については、P C B 廃棄物が特別管理産業廃棄物であることから、各保管事業者が、廃棄物処理法施行規則に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守するよう、啓発を実施するほか、P C B の生活環境中への漏洩が懸念される事業場に対しては、適宜立入検査を実施し、状況に応じた指導を実施する。保管施設の改善に応じない事業者等に対しては、廃棄物処理法に基づいて改善命令を発出する等、厳正に対処する。

イ 収集運搬における安全性の確保については、環境省の定める「P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」に基づくとともに、廃棄物処理法施行令に定める「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」に沿って指導を行う必要がある。このため、奈良県及び保健所設置市である奈良市は、廃棄物担当部局がそれぞれ、また相互に連携して保管事業者、収集運搬業者に対し収集運搬の適正化を監視・指導する。

また、県内に存するP C B 廃棄物の大部分が、大阪市此花区に建設中である環境事業団の処理施設において処理する予定であることから、当該処理施設への本県からの搬入ルートをも管する大阪府、大阪市等県外の関係地方公共団体と必要な情報の共有、収集運搬業者に対する指導の連携を図るものとする。

ウ 処理の安全性の確保については、その責任は、一義的には処理施設の設置者に帰し、当該

施設に対する法的な指導については、施設の設置許可権者たる行政庁が行うこととされているため、県内に存する大多数のＰＣＢ廃棄物を処理する予定である環境事業団のＰＣＢ廃棄物処理施設に対する指導は、原則的に大阪市が行うこととなる。しかしながら、当該処理施設は、計画当初より近畿地区におけるＰＣＢ廃棄物の広域的・包括的な処理をその設置目的としており、本県のＰＣＢ廃棄物の法定期限内の適正処理を確保するために不可欠な施設である。また、ＰＣＢ廃棄物の処理の委託後も保管事業者に存する一定の責任（排出事業者責任）の履行を指導する責務は奈良県及び奈良市が有する。これらのことから、県は、環境事業団のＰＣＢ廃棄物処理施設の適正な運営を監視するために大阪市が設置した「ＰＣＢ処理大阪事業監視委員会」にオブザーバーとして参加し、必要な情報を収集しＰＣＢ廃棄物処理の安全性の確保等に努めるものとする。

（３）計画的処理を行うための調整及び計画的搬入

ア 近畿地区におけるＰＣＢ廃棄物の処理については、その大半を大阪ＰＣＢ処理事業において処理する予定である。環境事業団のＰＣＢ廃棄物処理施設の所在地である大阪市に存するものについて優先的な処理を行うこととなっているが、そのほか、環境省の定めた「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」において、計画的な処理を確保するために、関係する都道府県及び環境事業団との調整を行うとともに、ＰＣＢ廃棄物広域処理施設への計画的な搬入の方針を策定することと定められている。

奈良県内のＰＣＢ廃棄物の計画的な搬入については、事業者と環境事業団の相互の調整に基づき実施するものとし、奈良県及び奈良市は、県内のＰＣＢ廃棄物の搬入量について安定的に確保できるよう環境事業団及び関係府県市と調整を図ることとする。

イ 奈良県及び奈良市は、ＰＣＢ廃棄物の計画的な処理を確保するために必要な関係する都道府県及び環境事業団との調整を行う枠組みとして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策協議会に設置されたＰＣＢ廃棄物広域処理部会を積極的に活用することとし、また、ＰＣＢ廃棄物広域処理施設への計画的な搬入の方針についても、当該部会において関係都道府県及び環境事業団との協議結果を採用する。また、環境事業団の受入基準、処理体系等に関して関係機関（排出事業者、収集運搬事業者等）を指導し、ＰＣＢ廃棄物の適正処理の円滑化に努めるものとする。

（４）関係機関との連携

ア ＰＣＢ廃棄物は、大阪事業における受入計画に基づき平成27年3月までに処理の完了を予定していること、また、環境事業団が実施するＰＣＢ廃棄物処理大阪事業において県内のＰＣＢ廃棄物の大半を処理すること等から、その計画的な処理の推進に当たっては、奈良県及び奈良市は、環境事業団の監督庁である環境省、ＰＣＢ廃棄物処理大阪事業を実施する環境事業団、当該処理施設の監督庁である大阪市、並びに当該処理施設に搬入する各府県市と強力に連携することとする。

イ 現在使用中のＰＣＢ使用電気工作物については、電気事業法に基づき、各地方経済産業局がその使用状況を把握していることから、将来発生すると予想されるＰＣＢ廃棄物を補足するために、奈良県及び奈良市は、近畿経済産業局と協力し、使用中の機器の把握に努める。

ウ 奈良市内に存するＰＣＢ廃棄物の保管事業者及び収集運搬事業者への指導については、保健所設置市である奈良市が行うこととなっているため、県内ＰＣＢ廃棄物の計画的処理を統一的に実施するために、県と奈良市は、相互に協力して効率的に施策を実施することとする。

エ これら必要な協力体制を構築する体制については、以下のとおりとする。

環境省、環境事業団、大阪市、近畿各府県市との情報交換、協議の場としては、（３）に示した近畿ブロック産業廃棄物処理対策協議会に設置されたＰＣＢ廃棄物広域処理部会を活用する。

近畿経済産業局との情報交換については、近畿経済産業局から、定期的にＰＣＢ使用電気工作物の届出状況に関する情報提供を受けることとし、県が保有する情報について、必要に応じて近畿経済産業局に提供するものとする。

奈良市との連携した施策の実施については、各々が保有する情報の共有化を進めるとともに、ＰＣＢ廃棄物保管事業者への啓発、指導の統一の実施等を図るものとする。

オ 緊急時の対応

収集運搬については、関係機関と連携して早急に適正な対処に当たるものとする。処理における緊急時の対応は近畿ブロック協議会関係行政と連携・協力してあたる。

(5) 情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策

ＰＣＢ特措法第５条第３項の規定により、国、都道府県及び市町村は、ＰＣＢ廃棄物の適正処理を推進するため、国民、ＰＣＢ廃棄物保管事業者及びＰＣＢ製造事業者等の理解を深めるよう努力する責務を有するとされている。県内においても、ＰＣＢ廃棄物の保管が長期化し、その処理について不安が生じるおそれがあるため、県は、ＰＣＢに関する情報を積極的に提供し、また公開する必要がある。

県が、県民、ＰＣＢ廃棄物保管事業者に対して提供し、また、公開する情報としては、県内に存するＰＣＢ廃棄物保管事業者及びその保管状況に関する情報、ＰＣＢ廃棄物の計画的処理に関する情報、ＰＣＢ廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等がある。

これらの情報を提供・公開するための施策として、以下のことを行うものとする。

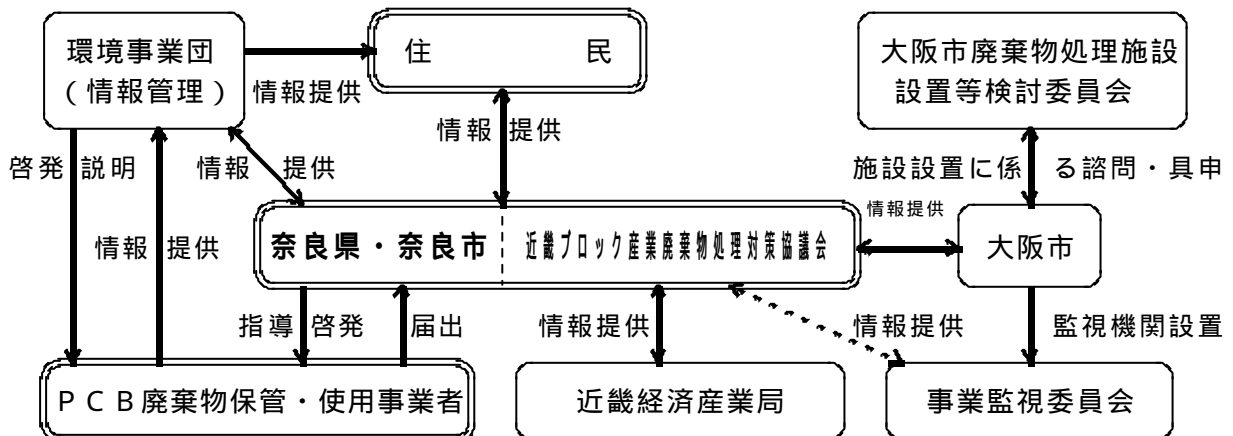
ア 県民に対しては、広報を活用するほか、環境省、県、環境事業団等が作成したパンフレット等を、県、市町村の窓口を設置することとする。県内に存する保管事業者及びその保管状況に関する情報のうち、ＰＣＢ特措法により公開が定められた情報については、当分の間、県庁舎において文書により公開するとともに、電子媒体による公開の可能性について検討する。

イ 保管事業者に対しては、定期的に、ＰＣＢ廃棄物に関する法令の情報、ＰＣＢ廃棄物処理大阪事業に関する情報、ＰＣＢ処理基金に関する情報等を提供する。

ウ また、ＰＣＢ廃棄物の適正保管に関する情報については、保管事業者に対して文書やホームページ等により積極的に啓発するほか、関係団体に対し、その取引等行う保管事業者におけるＰＣＢ廃棄物の保管方法の適正化について指導するよう協力を要請する。

これら各関係機関の相互協力関係は、図２のように図示される。

図２ 相互協力関係



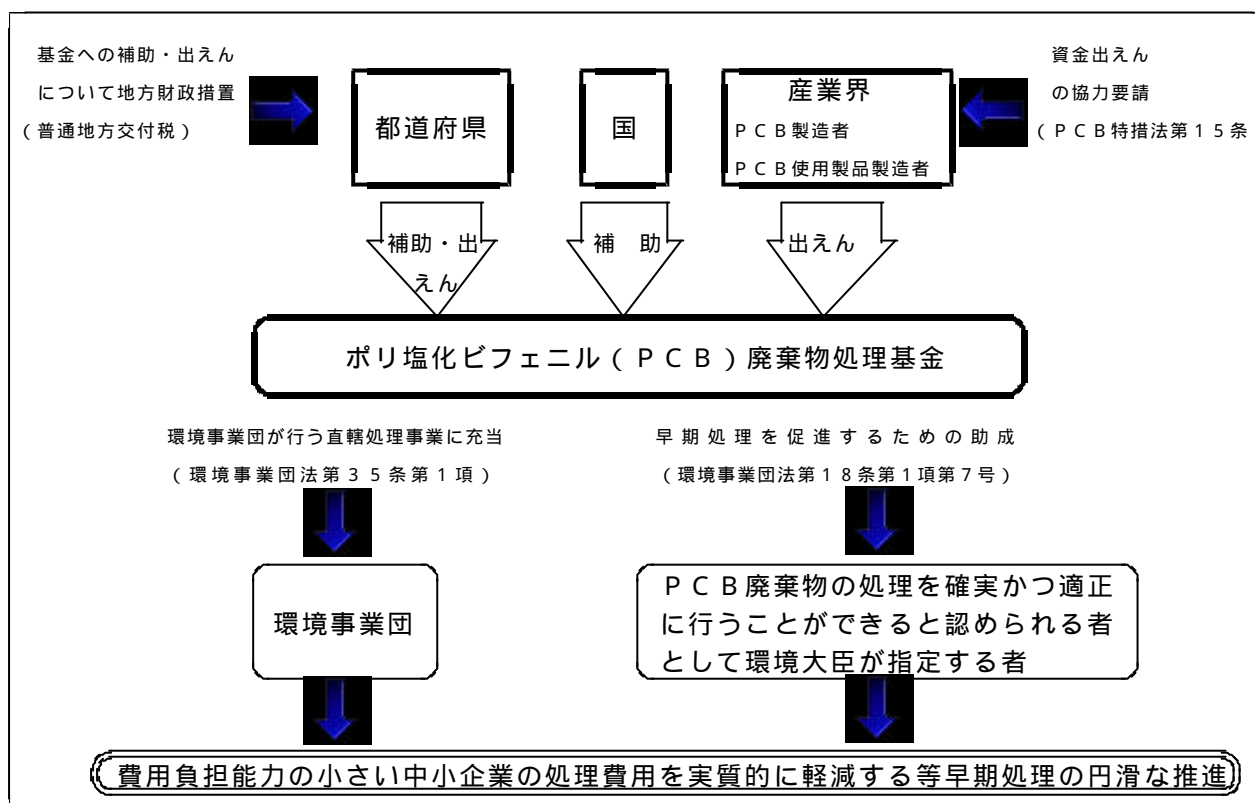
(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」(第３条)とされており、ＰＣＢ廃棄物についても、当然にその保管事業者の費用負担において処理されなければならない。しかしながら、ＰＣＢ廃棄物は、その性状から長期間にわたって適正に処理を行う手段がなく、実質的に事業者による処理責任の履行が制限されてきた。また、ＰＣＢ廃棄物の保管の長期化は、中小事業者にとっては、人的また経済的に大きな負担となってきたところである。

このような現状にかんがみ、環境省は、平成13年度、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を環境事業団内に造成し、この資金をもって、環境事業団のPCB廃棄物処理事業及び環境大臣が指定する者が行うPCB廃棄物の処理事業において中小事業者がPCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとした。

県は、この趣旨に賛同し、当該基金造成にかかる都道府県負担分として資金を出えんしている。PCB廃棄物処理基金の仕組みについては、図3のとおりである。

図3 PCB廃棄物処理基金の仕組み



関係法令(抄)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(国及び地方公共団体の責務)

第5条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確かかつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確かかつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確かかつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるよう努めなければならない。

2 保管事業者の役割

P C B 廃棄物の保管事業者は、P C B 特措法及び廃棄物処理法に基づき、自らの責任において P C B 廃棄物を処理しなければならない。これに伴い、保管事業者は、P C B 特措法の規定に基づき、毎年度のその P C B 廃棄物の保管及び処分の状況、また、その P C B 廃棄物の保管場所を変更した際にあってはそのことについて、それぞれ関係する都道府県知事又は保健所設置市長に届け出ることとなっている（法第 8 条）。

保管事業者は、これら関係法令の定めを遵守するとともに、P C B 廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために国、県、市町村が実施する施策に協力しなければならない。また、P C B 廃棄物の処理に対する県民の不安を払拭するため、自らの保管する P C B 廃棄物の情報の公開に努めるものとする。

関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（保管事業者の責務）

第 3 条 事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（事業者の責務）

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 （略）

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

3 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の定めを遵守するとともに、P C B 廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために環境省、県、市町村が実施する施策に協力しなければならない。

4 その他関係者の役割

P C B 廃棄物の適正な処理の推進にあたっては、行政、環境事業団、保管事業者、収集運搬業者だけでなく、高圧コンデンサ等の機器に関して、P C B が含まれているか否か等の情報を持っている P C B を製造した者及び P C B 使用機器を製造した者など多くの関係者が、連携・協力して効率的かつ計画的に P C B 廃棄物の円滑な処理のために実施する施策に協力しなければならない。

参考

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務）

第 4 条 ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者（（略））は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

第5章 その他の重要な事項

1 低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理

近年、PCBを使用していないとするトランス等重電機器の一部の機器に微量のPCBに汚染された絶縁油が含まれていることが関係業界の調査により明らかになっている。

これらのPCBに汚染されたおそれのある廃棄物については、現在、環境省が「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」を設置し、その原因及び処分方法等について検討中であるが、その対策のあり方は今後の事業者の保管や適正処理の推進に大きな影響を及ぼすものであり、関係情報に注視し、関係機関と連携して対策を図るものとする。

2 奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の実施及び見直し

本計画の実施に当たっては、県は、関係者等と連携・協力し、必要な施策に努めるものとする。

本計画に掲げられたPCB廃棄物の現状及び処分の見込み量は、平成15年3月31日現在の届出状況に基づいて算定したものである。今後、PCB廃棄物の保管事業所数及び保管数量については毎年度公表することとし、これにより処分の見込み量が大幅に変動した場合等には、必要に応じて、本計画の見直しを行うこととする。

なお、本計画を変更した場合には、県民及びPCB廃棄物保管事業者に周知するものとする。

3 ポリ塩化ビフェニル使用製品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、昭和49年以前に製造されたものについては、PCBを使用した部品を含む可能性があり、市町村は廃家電製品等の処理に際しては、これまで通り、当該家電製品の製造者に取外し依頼するなど、PCBを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取り外したPCBを使用した部品は家電製品の製造者の責任の下に保管されており、PCB廃棄物として適正に処理されるものである。